

## 大磯町手話通訳者等・要約筆記者派遣事業実施要綱

平成19年3月30日

大磯町告示第67号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条（市町村の地域生活支援事業）第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に対し手話通訳者等及び要約筆記者（以下「通訳者等」という。）を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 前条の「聴覚障害者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者又は音声若しくは言語機能障害者をいう。

2 前条の「手話通訳者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 手話通訳士（平成元年厚生省告示第122号の手話通訳士をいう。）又は神奈川県が認定した手話通訳者で、神奈川県又は大磯町に登録した者

(2) 前号に規定する者のほか、町長が必要と認める者

3 この事業において「要約筆記者」とは、神奈川県又は市町村が実施する要約筆記者養成講習会を修了した者で、神奈川県又は大磯町に登録した者をいう。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、大磯町とする。ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託できるものとする。

### (通訳者等の派遣)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、手話通訳及び要約筆記を行う通訳者等を派遣することができる。

(1) 医療機関の受診、公的機関の利用など社会生活上必要不可欠な用件を目的とするもの。

(2) スポーツ・レクリエーション及び文化活動を目的とするもの。

(3) 一般的な大会・研修会など社会参加を目的とするもの。

(4) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるもの。

### (派遣対象者)

第5条 通訳者等の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に住所を有する聴覚障害者等

(2) 前号の者を構成員とする団体

(3) その他町長が特に必要と認めるもの。

(派遣の範囲)

第6条 通訳者等の派遣の範囲は、大磯町内及び近隣市町とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(通訳者等の登録)

第7条 通訳者等として登録を希望する者（以下「通訳希望者」という。）は、手話通訳者等・要約筆記者登録申請書（第1号様式）を町長へ提出し、審査を受けなければならない。

2 町長は、前項の通訳者等登録申請書を受理した場合には、通訳希望者を通訳者等として、手話通訳者等・要約筆記者登録簿（第2号様式）に登録するものとし、その旨を手話通訳者等・要約筆記者派遣事業登録承認（不承認）通知書（第3号様式）により通訳希望者に通知するものとする。

(派遣申請等)

第8条 通訳者等の派遣を必要とする聴覚障害者等（以下「申請者」という。）は、手話通訳者等・要約筆記者派遣申請書（第4号様式）（以下「派遣申請書」という。）により、派遣をする日の2週間前までに町長に申込みをしなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(派遣決定)

第9条 町長は、前条の申請があつた場合は、その必要性を審査し、派遣の可否を決定し、手話通訳者等・要約筆記者派遣決定(却下)通知書(第5号様式)により申請者に通知し、かつ、手話通訳者等・要約筆記者派遣依頼書（第6号様式）により通訳者等に依頼するものとする。

(派遣の取消等)

第10条 通訳者等は、事故等により止むを得ず派遣ができなくなった場合は、町長に派遣取消の旨を通知し、その承諾を得なければならない。

2 派遣決定の通知を受けた申請者が、止むを得ない理由により派遣の取消し又は変更する場合は、町長に対しその旨を速やかに届け出なければならない。

(実施後の報告)

第11条 通訳者等は、手話通訳者等・要約筆記者派遣実施報告書（第7号様式）と請求書を派遣月ごとに取りまとめ、その翌月の10日までに町長に提出しなければならない。

(費用負担)

第12条 本事業に係る申請者の負担は、無料とする。ただし、派遣場所において入場料・利用料等が必要な場合は、申請者の負担とする。また要約筆記においては、申請者がOHPなどの機材を用意するとともに、派遣機材の運搬賃及び消耗品等を負担する。

(通訳者等への手数料の支給)

第13条 町長は、第9条の規定により通訳者等を派遣したときは、別表に定める手数料を支給するものとする。

- 2 前項に規定する手数料は、各月の派遣分をまとめ、翌月末までに支払うものとする。
- 3 通訳者等が別途交通費を負担した場合は、請求により実費分を支給できるものとする。  
(通訳者等の責務)

第14条 通訳者等は、聴覚障害者等の人格を尊重するとともに、信条等によって差別的な扱いをしてはならない。

- 2 通訳者等は、その活動に関して知り得た情報を正当な理由なく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 通訳者等は、手話通訳等に係る研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。  
(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。  
(大磯町手話通訳者無料派遣事業実施要綱の廃止)
- 2 大磯町手話通訳者無料派遣事業実施要綱(平成3年大磯町告示第25号)は、廃止する。

##### 附 則(平成20年3月26日大磯町告示第23号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

##### 附 則(平成21年3月30日大磯町告示第51号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附 則(平成25年9月17日大磯町告示第123号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

##### 附 則(平成30年12月10日大磯町告示第164号)

この告示は、公表の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

別表（第13条関係）

通訳者等 派遣手数料

（単位：円）

| 派遣時間      | 第2条第2項第1号<br>の者 | 第2条第2項第2号<br>の者 | 第2条第3項の者 |
|-----------|-----------------|-----------------|----------|
| 1 時間まで    | 3, 600          | 3, 000          | 3, 600   |
| 1 時間30分まで | 4, 200          | 3, 000          | 4, 200   |
| 2 時間まで    | 4, 800          | 3, 000          | 4, 800   |
| 2 時間30分まで | 5, 400          | 3, 000          | 5, 400   |
| 3 時間まで    | 6, 000          | 3, 000          | 6, 000   |
| 3 時間30分まで | 6, 600          | 3, 000          | 6, 600   |
| 4 時間まで    | 7, 200          | 3, 000          | 7, 200   |
| 4 時間30分まで | 7, 800          | 5, 000          | 7, 800   |
| 5 時間まで    | 8, 400          | 5, 000          | 8, 400   |
| 5 時間30分まで | 9, 000          | 5, 000          | 9, 000   |
| 6 時間まで    | 9, 600          | 5, 000          | 9, 600   |
| 6 時間30分まで | 10, 200         | 5, 000          | 10, 200  |
| 7 時間まで    | 10, 800         | 5, 000          | 10, 800  |
| 7 時間30分まで | 11, 400         | 5, 000          | 11, 400  |
| 8 時間まで    | 12, 000         | 5, 000          | 12, 000  |

上記の表は、大磯町に登録している場合の派遣料金で、（社福）神奈川聴覚障害者総合福祉協会に依頼する場合は、法人要綱上の派遣料金が適用されます。

備 考

- 1) 派遣時間は、集合時間から業務終了時間です。
- 2) 1 時間未満は、1 時間までの派遣費となります。
- 3) 上記時間を超過した場合は、15分を超えた場合のみ加算されます。
- 4) 8 時間以上の派遣の場合には、別途、町との協議のうえ調整します。
- 5) 派遣時間が、午後10時から午前6時までの間は、1 時間毎に300円加算されます。